

災害時における燃料供給について (情報提供)

令和元年8月1日
資源エネルギー庁
資源・燃料部

東日本大震災以降の課題と対応について

- 東日本大震災以降、出荷拠点・輸送・販売拠点・需要家の各段階における課題を解決するため、様々な対策を講じている。

<東日本大震災時等に生じた事態>

【出荷拠点】

製油所・油槽所が損壊・停止し、地域内の供給能力が低下



【輸送】

航路・道路が寸断。タンクローリーの被災、道路渋滞により配送力が低下。タンクローリーの緊急交通路等の通行に時間を要した



【販売拠点】

在庫不足、販売能力の低下、行列・混乱が発生



【需要家】

- 病院等の重要施設で非常用発電機を稼働させるために必要な燃料備蓄が不足



【石油供給の緊急要請】
全体1,456件 ※東日本大震災時

<災害を踏まえた対応>

【出荷拠点】

製油所等のコンビナート強靱化
耐震性の強化、液状化対策など

【輸送】

石油会社を災害対策基本法上の指定公共機関に指定
災害時にタンクローリーが緊急交通路を通行する際の手続きを迅速化

【販売拠点】

災害時にも事業を継続し、緊急車両や被災地の住民への燃料供給等を実施するSSを整備 (中核SS、住民拠点SS)

【需要家】

重要施設における自衛的な燃料備蓄を呼びかけ

【物流・全体管理】

系列BCPの整備
石油会社系列ごとの業務継続体制を構築

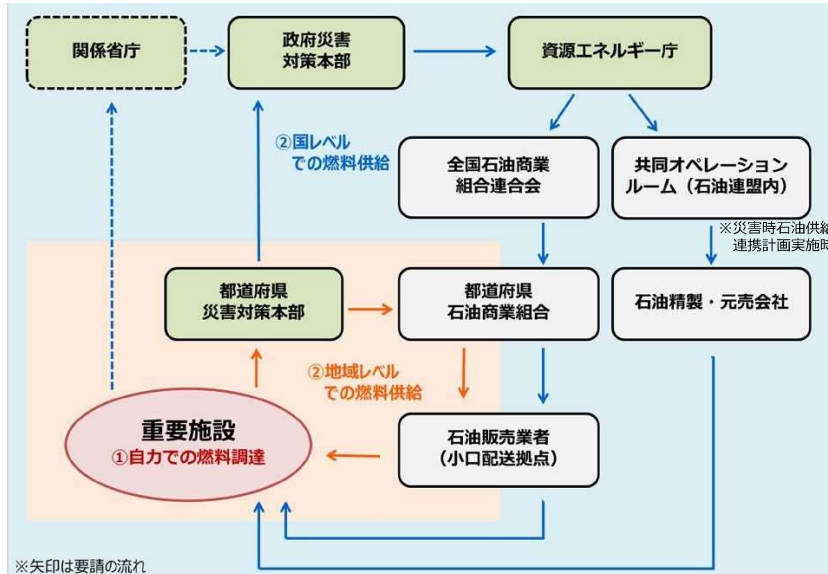
災害時石油供給連携計画の策定

石油備蓄法の改正により、石油会社間の連携体制を構築

災害時における重要施設への燃料供給

- 地方自治体が災害応急対策を実施するために不可欠な「重要施設」の業務を継続するため、これらの施設に優先的に燃料を供給する体制を構築。
- ただし、被災状況等により、重要施設に燃料が届くまでに相当の時間を要する可能性があるため、重要施設において業務継続のための対策を講じることが重要。

<重要施設への燃料供給の流れ>



※矢印は要請の流れ

※ 重要施設：災害拠点病院、災害対策本部となる官庁庁舎、防災関連施設、部隊の救助活動拠点その他の被災地方公共団体が災害応急対策の実施のために不可欠と判断する施設

被災した輸送網の復旧にかかる時間、輸送手段の確保に要する時間等を考慮すると、重要施設に燃料が届くまでに相当の時間を要する可能性がある。

業務継続のための対策

自衛的備蓄の活用

- ✓ 燃料が届くまでの間、重要施設が自ら備蓄した燃料を活用し、業務を継続

地域の事業者等との協力体制づくり

- ✓ 平時から地域の燃料事業者や石油組合との連携体制を構築

※ 官公需については、官公需法に基づく国等の契約の基本方針において、石油販売業への配慮（随意契約を行うことができること）を明記しており、地方公共団体に対しても国等に準じた対応を要請している。

優先供給要請を円滑に行うための備え

- ✓ 燃料の要請先となる都道府県の連絡先を把握し、施設情報を平時から共有

2

地方自治体と都道府県石油商業組合との災害時協定

- 都道府県及び市町村と全国の石油組合との間で、災害時における燃料供給協定を締結し、災害時における燃料供給体制や平時時から相互の情報共有や情報交換等を行い、災害時等に備えた連絡体制を構築している。
- 47都道府県が、各都道府県石油商業組合と燃料供給を内容とした災害時協定を締結している。

◆地方公共団体との災害時協定状況

(平成30年3月末現在)

| | 都道府県 | 政令市 | 市 | 町 | 村 | 特別区 | 計 |
|-------------|-------|-------|---------|---------|--------|-------|-----------|
| 締結数/地方公共団体数 | 47/47 | 13/20 | 282/771 | 175/744 | 15/183 | 15/23 | 547/1,788 |

(出所) 都道府県・市区町村数 (平成30年4月1日現在) / 政府統計。災害協定締結数/全石油連調べ。

◆47都道府県と石油組合との協定締結状況詳細

| 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 |
|-----|--------|------|--------|------|--------|-----|--------|------|-------|
| 北海道 | H23.12 | 埼玉県 | H16.11 | 岐阜県 | H17.9 | 鳥取県 | H13.12 | 佐賀県 | H26.9 |
| 青森県 | H24.8 | 千葉県 | H16.11 | 静岡県 | H13.5 | 島根県 | H21.4 | 長崎県 | H21.5 |
| 岩手県 | H26.9 | 東京都 | H20.11 | 愛知県 | H17.6 | 岡山県 | H18.11 | 熊本県 | H20.2 |
| 宮城県 | H20.11 | 神奈川県 | H15.11 | 三重県 | H16.9 | 広島県 | H18.10 | 大分県 | H26.5 |
| 秋田県 | H21.3 | 新潟県 | H23.11 | 滋賀県 | H27.12 | 山口県 | H21.3 | 宮崎県 | H27.1 |
| 山形県 | H19.2 | 富山県 | H23.11 | 京都府 | H16.7 | 徳島県 | H16.11 | 鹿児島県 | H21.3 |
| 福島県 | H25.9 | 石川県 | H26.6 | 大阪府 | H29.5 | 香川県 | H22.1 | 沖縄県 | H26.7 |
| 茨城県 | H25.3 | 福井県 | H26.10 | 兵庫県 | H20.5 | 愛媛県 | H17.2 | | |
| 栃木県 | H9.1 | 山梨県 | H24.3 | 奈良県 | H29.9 | 高知県 | H17.2 | | |
| 群馬県 | H26.7 | 長野県 | H27.1 | 和歌山県 | H21.2 | 福岡県 | H27.11 | | |

3

地域の事業者との平時からの関係構築

- 都道府県と石油組合との間で災害時の燃料供給協定を結ぶに当たり、県の施設等の燃料について、**平時の調達を随意契約で組合から調達するなどの取組**を行っている。

平時からの取引がないと、タンクの容量や口径、配送ルートなどの情報がわからない、また入札で価格競争のみで県外の業者が落札した場合、災害時に地元にタンクがなく配送ができないなど、災害時の円滑な供給に支障をきたす可能性がある。
- 官公需については、**官公需法に基づく国等の契約の基本方針において、石油販売業への配慮（随意契約を行うことができること）を明記**しており、地方公共団体に対しても国等に準じた対応を要請している。

平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針 (平成30年9月7日閣議決定)

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

5 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮
(6) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができることと認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができることと認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

<地域における取組例>

神奈川県・神奈川県石油組合

- ✓ 災害協定を締結し、県内の病院等の重要インフラを対象に、支部単位で災害時に各施設に供給可能な事業者をあらかじめ決めて、災害時の燃料供給体制を確保。

岩手県振興局・県立病院

- ✓ 振興局(4カ所)や県立病院(28カ所)の燃料の一般競争入札において、「当該地域・施設に一括して配送・供給できる事業者」との条件を付加することで、岩手県石油組合が応札し、災害時だけでなく平時も含めた連携体制を構築。

群馬県・群馬県石油組合

- ✓ 「災害時等における燃料対策の手引き」を県と石油組合が共同で策定し公表。県と石油組合の協定に基づく優先供給の対象施設を明らかにし、まずは平時の契約に基づく供給を調整することなども記載。

4

平時からの重要施設の情報共有（石油連盟と地方自治体との覚書）

- 平時の取引先でない事業者からの燃料供給を、安全かつ確実に受けるためには、重要施設に関する情報（施設の場所・タンク油種・容量・給油口の規格等）が必要。
- 災害時における重要施設への優先供給を円滑化するため、47都道府県と石油連盟との間で、重要施設の情報を事前に共有するための覚書を締結している。

◆47都道府県と石油連盟との情報共有覚書の締結状況

| 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 | 県名 | 締結時期 |
|-----|--------|------|--------|------|-------|-----|--------|------|--------|
| 北海道 | H25.7 | 埼玉県 | H24.3 | 岐阜県 | H28.3 | 鳥取県 | H26.3 | 佐賀県 | H25.2 |
| 青森県 | H25.1 | 千葉県 | H26.11 | 静岡県 | H25.3 | 島根県 | H28.8 | 長崎県 | H30.3 |
| 岩手県 | H25.6 | 東京都 | H20.11 | 愛知県 | H27.3 | 岡山県 | H26.2 | 熊本県 | H29.1 |
| 宮城県 | H25.2 | 神奈川県 | H25.3 | 三重県 | H26.8 | 広島県 | H25.11 | 大分県 | H26.12 |
| 秋田県 | H26.3 | 新潟県 | H26.4 | 滋賀県 | H29.3 | 山口県 | H28.3 | 宮崎県 | H28.7 |
| 山形県 | H24.10 | 富山県 | H26.4 | 京都府 | H25.3 | 徳島県 | H25.10 | 鹿児島県 | H25.3 |
| 福島県 | H27.7 | 石川県 | H29.3 | 大阪府 | H25.3 | 香川県 | H26.9 | 沖縄県 | H30.2 |
| 茨城県 | H26.4 | 福井県 | H26.10 | 兵庫県 | H28.7 | 愛媛県 | H28.10 | | |
| 栃木県 | H25.8 | 山梨県 | H29.3 | 奈良県 | H29.3 | 高知県 | H28.5 | | |
| 群馬県 | H24.11 | 長野県 | H28.12 | 和歌山県 | H25.2 | 福岡県 | H26.4 | | |

5